

就労継続支援 B 型事業における報酬について

1 基本報酬（サービス費の区分）について

地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が令和3年度に設けられ、事業所ごとに選択することとなりました。

① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

- ➡ 就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）従業員配置 7.5：1 以上
就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）上記以外

② 「利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系

- ➡ 就労継続支援 B 型サービス費（Ⅲ）従業員配置 7.5：1 以上
就労継続支援 B 型サービス費（Ⅳ）上記以外

2 地域協働加算【30 単位/日】について（令和3年4月新設）

上記1の②のサービス費（Ⅲ）およびサービス費（Ⅳ）を算定している事業所において、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算です。

「利用者の就労や生産活動等」への参加をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動内容について、インターネットの利用その他の方法により公表した場合に当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定の単位数を加算します。

3 ピアサポート実施加算【100 単位/月】について（令和3年4月新設）

上記1の②のサービス費（Ⅲ）およびサービス費（Ⅳ）を算定している事業所において、地域生活や就労を続けるうえでの不安解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などの支援を充実させるために、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価する加算です。

「障害者または障害者であったと都道府県知事が認める者」が利用者に対して、就労および生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けて利用者の数に応じ、1月につき所定の単位数を加算します。

※基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月を行うことを原則とし、年度途中での変更を行うことはできません。

(参考)

●報酬体系の類型

見直し後

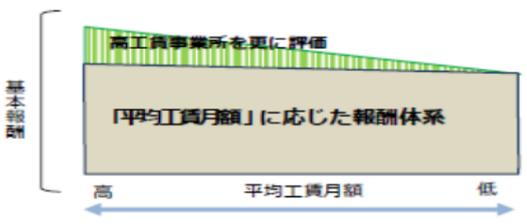
基本報酬の報酬体系の類型化

●「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）

- ・高工賃を実現している事業所を更に評価
- ・よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位



●「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設） 30単位/日

利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）100単位/月

就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

「利用者の就労や生産活動等への参加等」
をもって一律に評価する報酬体系（新設）

+

+

地域協働加算（新設）

+

ピアサポート実施加算（新設）

基本報酬

加算

●地域協働加算のQ&A（「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A」より）

（問）	持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組」とは、具体的にどのような取り組みを指すのか。例えば、事業所内で雑貨、食料品の小売販売や飲食店を営業している場合も対象となるか。
（答）	この加算は、「利用者の、地域での活躍の場・活動の場を広げること」を目的に創設するものであるため、各事業所の創意工夫による取組を後押しするよう運用することを想定している。このため、就労及び生産活動の一環として、「地域に出て取り組むこと」や「地域課題の解決のために取り組むこと」、「地域の方々と取り組むこと」などが、その対象の範疇となる。例示されたものについても、上記趣旨に合致するのであれば対象となり得る。
（問）	「インターネットの利用、その他の方法により公表」とあるが、作業の様子や地域との交流の様子をブログで紹介した場合等も含まれると解してよいか。
（答）	貴見のとおり。
（問）	地域協働加算の取組内容を公表する際に、どのような内容を公表すればよいか。
（答）	本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、加算の算定に係る取組がこの趣旨に沿ったものであることが、第三者にも伝わる公表内容であることが望ましい。

地域協働加算の留意事項

★取組内容★

利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組みであることに留意すること。

(適切な取組の例)

- 地域で開催されるイベントの出店
- 農福連携による施設外での生産活動
- 請負契約による公園や公共施設の清掃業務
- 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営
- 高齢者世帯への配食サービス
- 上記活動に係る営業活動

例えば…



イベントの出店

区役所「ねりいち」、
「ふれあいバザール」
の参加 など

農福連携による施設外
での生産活動

農家での畑作業など



公共施設の清掃

公園や公共施設の
清掃 など



(不適切な取組の例)

- 生産活動収入が発生しない地域活動等
- レクリエーションを目的とした活動
- 生産活動収入の発生に結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

★公表について★

本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと（本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない）。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。

(公表方法)

原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法には、「市町村等が発行する情報誌への掲載」、「当該事業所および関係機関等で掲示」がある。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。

なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。